

4 監委局第 6 4 9 - 2 号

令和 4 年 8 月 5 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以 上

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 相模原市監査基準への準拠

令和3年度決算に基づく資金不足比率の審査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)に準拠して実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定による資金不足比率審査

第3 審査の期間

令和4年7月1日から同年8月3日まで

第4 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第5 審査の着眼点

別紙資金不足比率審査着眼点のとおり

第6 審査の実施手続

試査を基本とし、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、その内容が正確であると認められた。

第8 資金不足比率の状況

資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
簡易水道事業会計	—	—	20
下水道事業会計	—	—	20

公営企業において資金の不足額を生じた会計はなく、資金不足比率は算出されなかった。

資金不足比率審査の着眼点

1 形式審査

- (1) 算定書類は法令で定める様式で作成されているか。
- (2) 算定書類は法令で定める記載要領に基づき作成されているか。
- (3) 算定書類に記載された計数は、決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか。

2 実質審査(計数分析)

- (1) 対象とする公営企業ごとに算定されているか。
- (2) 公営企業ごとの資金の不足額の算定は適正か。
- (3) 資金の不足額から控除される解消可能資金不足額の算定は適正か。
- (4) 事業の規模の算定の際に用いる、営業収益に相当する収入の額、受託工事収益に相当する収入の額の算定は適正か。
- (5) 計上額に重複はないか。